

三遠ネオフェニックス応援定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 三遠ネオフェニックス応援定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) 前項にかかわらず、初回満期日までの日数に適用する利率については、次のとおり約定します。
 - ① 三遠ネオフェニックス（以下「フェニックス」といいます。）のプロバスケットボールBリーグにおけるチャンピオンシップへの出場の有無またはチャンピオンシップの成績に応じ、以下の金利を上乗せいたします。

三遠ネオフェニックスの成績	上乗せ金利
チャンピオンシップ 優勝	＋年 0.50%
チャンピオンシップ 準優勝	＋年 0.30%
チャンピオンシップ 出場	＋年 0.10%
上記以外	＋年 0.02%

- ② 天災やストライキ等当金庫の責に帰さない事由により令和7年8月31日までに2024-25シーズンの順位が決定しなかった場合の上乗せ金利は、上記表の『上記以外』の金利を適用します。
- (3) この預金の利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (5) この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第5項、6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、この場合第2条第2項にかかわらず加算利率の適用はないものとします。
 - A. 6か月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率×50%※上記B.の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上
(2024.9.17)